

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

告示	ページ
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四七九・福祉政策課)……………	1
○生活保護法による医療機関の指定(四八〇・福祉政策課)……………	1
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(四八一・福祉政策課)……………	2
○生活保護法による介護機関の指定(四八二・福祉政策課)……………	2
○道路の供用開始(四八三、四八四・道路課)……………	3
○道路区域の変更及び供用開始(四八五・道路課)……………	3
○道路区域の変更(四八六、四八八・道路課)……………	4
○建築基準法による道路位置の指定(四八九、四九〇・鹿角地域振興局建設部)……………	4
公告	
○人事行政の運営等の状況の公表(人事課)……………	5
○県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部)……………	17
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(秋田地域振興局総務企画部)……………	17
○土地改良区管理規程の認可(秋田地域振興局農林部)……………	17
告示	
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(仙北地域振興局総務企画部)……………	17
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施(仙北地域振興局総務企画部)……………	18

告 示

秋田県告示第四百七十九号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十九年九月二十八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
峰浜村営歯科診療所	峰浜村長	山本郡峰浜村水沢字稲荷堂後百六十一	平成十八年三月二十六日
田口医院	田口圭樹	大仙市大曲福住町二番五号	平成十九年九月一日
田中歯科医院	山中秀明	湯沢市大町一一一六	平成十九年七月二十五日

秋田県告示第四百八十号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
田口医院	田口圭樹	大仙市大曲丸の内町十番二十五号	産科、婦人科、心療内科	平成十九年九月二日
小泉医院	医療法人小泉医院 理事長	能代市富町八番十二号	内科	平成十九年九月一日
八峰町営歯科診療所	八峰町長	山本郡八峰町峰浜水沢字稲荷堂後百六十一	歯科	平成十九年七月一日
田中歯科医院	山中恒明	湯沢市大町一一一六	歯科、矯正歯科	平成十九年七月二十六日

ワコウ薬局	株式会社至誠堂下山薬局本店 代表取締役	大仙市大曲福住町二番四号	調剤薬局	平成十九年九月三日
-------	---------------------	--------------	------	-----------

秋田県告示第四百八十一号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
かいせい訪問看護ステーション	社会福祉法人男鹿偕生会 理事長	男鹿市脇本脇本字大石館九十番地の一	訪問看護 介護予防訪問看護	平成十九年八月一日
仙北市社会福祉協議会西木ヘルパーステーション	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会 会長	仙北市西木町松木内字高屋百十番地二	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年八月三十一日
ケアビレッジ燦々介護支援センター	有限会社湖水園 代表取締役	能代市浅内字石丁家下九十一番地	居宅介護支援事業	平成十九年七月三十一日
ケアビレッジ燦々デイサービスセンター	有限会社湖水園 代表取締役	能代市浅内字石丁家下九十一番地	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年七月三十一日

秋田県告示第四百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を

次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
八郎潟町地域包括支援センター	八郎潟町長	南秋田郡八郎潟町字大道八十四	介護予防支援事業	平成十九年七月一日
ケアプランセンター悟空	株式会社悟空 代表取締役	横手市赤坂字後野五十五番地	居宅介護支援事業	平成十九年七月一日
有限会社千秋会長崎デイハウスふあり	有限会社千秋会 代表取締役	能代市長崎二百二十七番地二	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年七月二十五日
ニューハビネス扇寿居宅介護支援事業所	特定非営利活動法人 ニューハビネス扇寿 理事長	能代市字機織轉ノ目二百三番地	居宅介護支援事業	平成十九年七月二十六日
美郷町地域包括支援センター	美郷町長	仙北郡美郷町土崎字上野乙百七十番地十	介護予防支援事業	平成十九年六月二十五日
デイサービスセンターピース	株式会社ピース 代表取締役	大仙市大曲西根字鳥居二百十五番地九	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年八月一日

八郎潟町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人八郎潟町社会福祉協議会 会長	南秋田郡八郎潟町字家ノ後二十三番地の三	介護予防訪問介護	平成十九年七月一日
八郎潟町デイサービスセンター	社会福祉法人八郎潟町社会福祉協議会 会長	南秋田郡八郎潟町字家ノ後二十三番地の三	介護予防通所介護	平成十九年七月一日
介護老人保健施設やかた	社会福祉法人縄文の杜 理事長	山本郡三種町鹿渡字猿田生洲二十五番地の六十一	介護老人保健施設	平成十九年八月八日
ケアビレッジ燦々介護支援センター	株式会社松峰園 代表取締役	能代市浅内字石丁家下九十一番地	居宅介護支援事業	平成十九年八月一日
ケアビレッジ燦々デイサービスセンター	株式会社松峰園 代表取締役	能代市浅内字石丁家下九十一番地	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年八月一日
訪問介護ピース	株式会社ピース 代表取締役	大仙市大曲西根字鳥居二百十五番地九	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年九月一日

秋田県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年九月二十八日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百五号及び二百八十五号	北秋田市七日市字家後二〇七番地先から字前田六五番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十九年十月一日

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区間
	新	旧		
県道			久保秋田線	秋田市飯島字前田表三八一番三地先から二七三番二地先まで
			久保秋田線	〃

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十九年十月一日から同月十五日まで

秋田県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年九月二十八日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
		鹿角市八幡平字カラメ田八六番

県道 根瀬尾去沢線

一から字タノラ三七番二まで

二 供用開始の期日 平成十九年九月二十八日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十九年九月二十八日から同年十月十一日まで

秋田県告示第四百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺田典城

敷地の幅員（メートル）

延長（キロメートル）

一一・八〇〇～一一・二・四〇	〇・二五六
一一・八〇〇～一六・六・〇〇	〇・二八六

二 供用開始の期日 平成十九年九月二十八日午前十時

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場

所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年九月二十八日から同年十月十一日まで

秋田県告示第四百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

国 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
			三百四十一号	鹿角市八幡平字赤平一二番一から字蛇沢七三番九七七まで	一六・〇〇〇二七・八〇	〇・二六二
			三百四十一号	鹿角市八幡平字赤平一二番一から字蛇沢七三番九七七まで	一六・〇〇〇二七・八〇	〇・二六二
			三百四十一号	鹿角市八幡平字赤平一二番一から字蛇沢七三番九七七まで	一六・〇〇〇二七・八〇	〇・二六二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年九月二十八日から同年十月十一日まで

秋田県告示第四百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定
に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

一 般 国 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
			四百五十四号	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱一七番から八九番まで	九・五〇〇一四・〇〇	〇・〇九八
			四百五十四号	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱一七番から八九番まで	九・五〇〇一四・〇〇	〇・〇九八
			四百五十四号	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱一六番三から八九番まで	七・二五〇四八・五〇	〇・一〇七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年九月二十八日から同年十月十一日まで

秋田県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定
に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
			秋田御所野雄和線	秋田市河辺戸島字町尻四一番一地内	一四・三〇〇一七・三〇	〇・〇三二
			秋田御所野雄和線	秋田市河辺戸島字町尻四一番一地内	一四・三〇〇一七・三〇	〇・〇三二
			秋田御所野雄和線	秋田市河辺戸島字町尻四一番一地内	九・五〇〇一〇・四〇	〇・〇三二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年九月二十八日から同年十月十一日まで

秋田県告示第四百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項
第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建

築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規
定に基づき、公告する。
平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 鹿角市十和田錦木字稲生田2番地 大 森 利 雄	道路の位置の指定箇所 鹿角市十和田錦木字下野添十五番二	道路の延長 六十九・〇二五メートル	道路の幅員 六・〇七〇六・一メートル	指定年月日 平成十九年九月十九日
--	--------------------------------	----------------------	-----------------------	---------------------

秋田県告示第四百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建

築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 鹿角市花輪字牛川原三番地三十四 奈 良 清	道路の位置の指定箇所 鹿角市十和田錦木字根市戸一三番五及び七十 五番三の内	道路の延長 五十一・二四メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十九年九月十九日
--	---	---------------------	----------------	---------------------

公 告

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年秋田県条例第七号）第四条第一項の規定に基づき、平成十八年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数			対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平 成 19 年			
				うち知事部局		
一般行政	総務他	4,263人	4,139人	4,025人	△124人	事務の統廃合・縮小・民間委託等
特別行政	教育	10,418人	10,242人		△176人	児童生徒数の減少、教育関連施設の業務見直し等
	警察	2,302人	2,301人		△1人	採用抑制等
公営企業	病院	430人	428人	5人	△2人	採用抑制等
	下水道	34人	31人	31人	△3人	流域下水道事務所の業務見直し
	その他	115人	112人	5人	△3人	指定管理者制度の導入
合 計		17,562人	17,253人	4,066人	△309人	

※ 職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の人数である。

(2) 定員適正化の取組

知事部局の定員適正化計画

対象職員：知事部局職員（病院及び大学の職員を除く。）

計画期間：平成11年度から平成23年度までの13年間

縮減目標：4,819人（平成10年4月1日現在）を27%（1,319人）縮減し、3,500人（平成23年4月1日時点）へ

縮減方法：定年退職者数の補充率を全体で30%程度に抑制し、年間採用者の上限を43人に設定することで、計画的な職員数の縮減を図る。特に平成17年度から平成19年度までの3年間で「重点適正化期間」と位置付け、職員数縮減の強化を図る。

見直し経緯：当初は平成11年度から平成22年度までの12年間で15%（723人）縮減する計画であったが、社会・経済情勢の変化や地方分権の進展に対応するため、新たな行財政運営体制を構築し、一層のコスト縮減を図る必要があることから、平成16年度に見直しを行い、現行計画とした。

あきた教育新時代創成プログラム（教育委員会）

児童生徒数の減少及び学校の統合等に伴い、教職員定数を平成17年度から平成25年度までの9年間で11,397人（平成16年4月1日現在）の15%（1,707人）を縮減し、9,690人（平成25年4月1日時点）とする。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額等

(平成19年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	354,705円	72,410円	427,115円	43歳4月
警察職	361,173円	118,160円	479,333円	42歳4月
教育職（高等学校等）	370,814円	35,479円	406,293円	41歳10月
教育職（小・中学校）	387,109円	31,611円	418,720円	43歳11月
技能労務職	335,815円	43,086円	378,901円	48歳0月

(2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額

(平成19年4月1日現在)

区 分	初 任 給	採用2年後の 給料月額	経験年数別平均給料月額			
			10 年	15 年	20 年	
行政職	大学卒	170,200円	182,200円	272,565円	337,652円	387,132円
	高校卒	138,400円	146,700円	219,677円	267,694円	321,523円
警察職	大学卒	195,000円	216,000円	293,344円	336,767円	392,644円
	高校卒	156,200円	175,000円	250,179円	288,150円	360,166円
教育職（高等学校等）	大学卒	190,500円	202,500円	313,878円	367,262円	402,707円
教育職（小・中学校）	大学卒	190,500円	202,500円	314,010円	368,198円	398,364円
	短大卒	166,600円	182,300円	277,784円	336,544円	389,081円

(3) 行政職の級別職員数の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的職務内容	部 長	次 長	課 長	課 長	主幹・副主任	副主任・主査	主査・主任	主事・技師	主事・技師	
職 員 数	18人	65人	74人	545人	1,118人	811人	912人	702人	198人	4,443人
構 成 比	0.4%	1.5%	1.7%	12.3%	25.2%	18.3%	20.5%	15.8%	4.5%	100%

※ 県には10種類14表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。

※ 構成比については、各級ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない。

(4) 標準を超える昇給の状況

(平成18年度)

区 分	行 政 職	警 察 職	教育職 (高等学校等)	教育職 (小・中学校)
職 員 数	4,561人	1,922人	2,978人	6,100人
標準を超える昇給職員数	631人	352人	523人	1,148人
比 率	13.8%	18.3%	17.6%	18.8%

(5) 諸手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当

(平成18年度)

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当
支 給 割 合	6月支給	1.4月分
	12月支給	1.6月分
	合 計	3.0月分
1 人 当 たり 平 均 支 給 額	行 政 職	1,782,470円
	警 察 職	1,830,036円
	教 育 職	1,909,583円
加 算 措 置 の 状 況	職務の級に応じて5%~20%の加算を行う。	

イ 退職手当

(平成18年度)

区 分	支 給 割 合	
	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤 続 20 年	23.5月分	30.55月分
勤 続 25 年	33.5月分	41.34月分
勤 続 35 年	47.5月分	59.28月分
最 高 限 度	59.28月分	59.28月分
職 種 別 平 均 支 給 額		
行 政 職	23,610千円	
警 察 職	23,112千円	
教 育 職	26,327千円	

ウ 時間外勤務手当

(平成18年度)

支 給 総 額	19億3,506万円
支給対象職員1人当たり支給年額	321,759円

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。28種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当、夜間看護等手当等である。

(平成18年度)

支 給 総 額	652,079千円
支給職員1人当たり平均支給年額	109,870円
職員全体に占める手当支給職員の割合	35.6%

オ その他の主な手当

(平成19年4月1日現在)

手当名	内 容	区 分	支 給 額
扶 養 手 当	扶養親族（他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者をいう。以下同じ。）のある職員に支給	配偶者	月額13,000円
		配偶者以外	月額6,000円
		扶養手当の支給対象とならない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人	月額6,500円
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	月額11,000円
		満16歳となる年度の初日（4月1日）から満22歳となる年度の末日（3月31日）までの子	1人当たり月額5,000円を追加
住 居 手 当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員に対して支給	借家	最高 月額27,000円
		自家	月額3,000円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2Km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に対して支給	交通機関利用	最高 月額55,000円
		自動車等利用	最高 月額38,100円
寒 冷 地 手 当	11月から3月までにおいて秋田県及び北海道に在勤する職員に支給	秋田県内に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額36,800円～89,000円
		北海道に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額44,000円～116,800円

(6) 勤務時間の状況

勤 務 時 間	休 憩 時 間
午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで

※ このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(7) 休暇の状況

ア 年次休暇の取得状況

(平成18年1月～同年12月)

区 分	対 象 人 数	使用可能日数	総使用日時数	1人当たり使用日時数
知 事 部 局 等	4,984人	193,011日	57,680日6時間	11日5時間
警 察 本 部	2,289人	89,200日	10,611日	4日5時間
県 教 育 委 員 会	4,248人	152,972日	42,149日7時間	9日7時間

※1 「知事部局等」とは、知事部局、労働委員会事務局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び企業局をいう。（以下の表において同じ。）

※2 「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

イ 育児休業、部分休業及び介護休暇の取得状況

(平成18年度)

区 分	育 児 休 業 (女性)			育 児 休 業 (男性)			部分休業 取得者数	介護休暇 取得者数
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率		
知 事 部 局 等	51人	50人	98.0%	131人	3人	2.3%		2人
警 察 本 部	11人	11人	100.0%	40人		0.0%		1人
教 育 委 員 会	158人	158人	100.0%	219人	2人	0.9%	1人	25人

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、平成18年度に新たに育児休業が取得可能となった者の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、平成18年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※3 「部分休業取得者数」とは、平成18年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

※4 「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む（次の表において同じ。）。

ウ 休暇制度の概要
休暇の種類

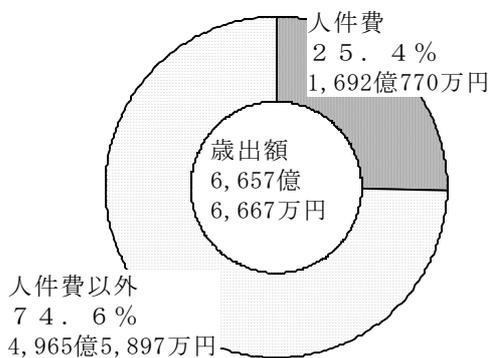
種 類	内 容
年 次 休 暇	1年に20日（新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数は、翌年に繰り越すことができる。
病 気 休 暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特 別 休 暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。（主な特別休暇は、次の表のとおり。）
介 護 休 暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

主な特別休暇

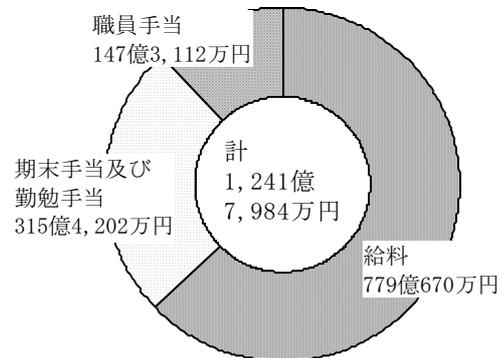
種 類	内 容（日数等）
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。（年5日以内）
結 婚 休 暇	職員が結婚する場合に与えられる。（7日以内）
出 産 休 暇	女性職員が出産する場合に与えられる。（産前8週間及び産後8週間）
配偶者出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添い等をする場合に与えられる。（2日以内）
配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。（5日以内）
子の看護等休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。（年6日以内）
服 忌 休 暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。（親族区分により定める日数。最高で連続10日以内）
夏 季 休 暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。（年5日以内）

(8) 職員給与費の状況

I 人件費の状況
(平成17年度普通会計決算)



II 職員給与費の内訳
(平成19年度一般会計予算)



※人件費には、知事等の特別職の給料及び報酬を含む。

対象職員数17,909人 一人当たり693万円
※職員手当には退職手当は含まない。

(9) 特別職の給料及び報酬等の状況

(平成19年7月1日現在)

区 分	給 料 及 び 報 酬	期 末 手 当		退 職 手 当	
		6 月 期	12 月 期	算 定 方 法	支 給 時 期
知 事	1,210,000円 (968,000円)	1.6月分	1.75月分	給料月額×在職月数×70/100	任期毎
副 知 事	930,000円 (790,500円)	1.6月分	1.75月分	給料月額×在職月数×45/100	任期毎
議 長	910,000円 (864,500円)	1.6月分	1.75月分	支給しない。	
副 議 長	810,000円 (785,700円)	1.6月分	1.75月分		
議 員	780,000円 (772,200円)	1.6月分	1.75月分		

※ 特例措置として、知事・副知事については平成19年7月から平成21年6月まで、議長・副議長・議員については平成19年7月から平成20年6月までの給料及び報酬が減額されており、括弧内が減額後の額である。

3 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数

(平成18年度)

区 分	分 限 処 分 を 受 け た 職 員 の 数					懲 戒 処 分 を 受 け た 職 員 の 数				
	降 任	免 職	休 職	降 給	計	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等			44人		44人				1人	1人
警察本部			18人		18人		1人			1人
教育委員会			71人		71人	6人	7人	1人	1人	15人
計			133人		133人	6人	8人	1人	2人	17人

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数

(平成18年度)

行 為 区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
一 般 服 務 違 反	2人	1人	1人		4人
収 賄 等				1人	1人
道 路 交 通 法 違 反 (職 務 執 行 外)	1人	7人		1人	9人
監 督 責 任	3人				3人
計	6人	8人	1人	2人	17人

4 服務の状況

服務規律の確保に関する取組

(平成18年度)

区 分	取 組 の 概 要
知 事 部 局	平成18年6月 不祥事再発防止のための職場での話し合い及びチェックシステムづくりの取組について 平成18年6月 職員の綱紀の保持について (通知) 平成18年12月 職員の綱紀の保持について (通知) 平成19年2月 地方統一選挙における服務規律の確保について (通知)
警 察 本 部	平成19年2月 異動期における各種事故防止の徹底について (通達)
教 育 委 員 会	平成18年5月 不祥事防止パンフレットの送付及び通知について (依頼) 平成18年7月 酷暑期間中の健康管理及び服務規律の維持について (通知) 平成18年9月 不祥事の防止について (通知) 平成18年12月 職員の綱紀の保持について (通知) 平成19年3月 教職員等の選挙運動の禁止等について (通知) 平成19年3月 職員の綱紀の保持について (通知)

5 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実績

(平成18年度)

区 分	研修実施機関	研 修 区 分	内 容	修了者数	
知 事 部 局	秋田県自治研修所	指定 研修	「目標による管理」研修	管理者Ⅰ・Ⅱ、監督者、採用3年目職員、上司・部下合同	248人
			人事評価者研修	新任評価者	182人
			共 通 課 程	新規採用職員研修、女性管理者養成研修等	237人
		応 募 研 修	公共マーケティング、クレーム対応力、図解表現技術等	376人	
		計1,043人			
警 察 本 部	秋田県警察学校	指定研修	採用時教養	初任科、初任補修科、一般職員初任科	135人
			昇任時教養	各級任用科	23人
		専 門 研 修	専科、部門別任用科等	346人	
		計504人			
教育委員会	秋 田 県 総 合 教 育 セ ン タ ー	経 験 年 次 別	初任者研修、教職5年経験者研修、教職10年経験者研修	517人	
		職 務 別 新 任 者	新任教頭研修、新任教務主任研修、新任学年主任研修等	572人	
		事 務 職 員	学校事務職員研修、新規任用事務職員研修	377人	
		計1,466人			

(2) 勤務成績の評定の概要

(平成18年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要
知 事 部 局	<p>職員人事評価制度</p> <p>対 象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員（県立大学の教員等及び研究員評価対象者を除く。）</p> <p>評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：平成18年4月1日～平成19年3月31日</p> <p>評価方法：業績及び能力について役職段階別に評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。</p> <p>研究員評価制度</p> <p>対 象：試験研究機関に勤務する研究職給料表の適用を受ける職員</p> <p>評 価 者：各部門の長を1次評価者、所属長を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：平成18年11月1日～平成19年10月31日</p> <p>評価方法：一般的事項及び試験研究に関する事項について評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。</p>
警 察 本 部	<p>「秋田県警察勤務評定規程」による。</p> <p>対 象：警部以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員</p> <p>評価期間：平成18年1月1日～同年12月31日</p> <p>評価方法：職員を5つの役職段階に区分し、勤務実績、仕事に対する適性、直近上位職への昇任適性の3領域において7段階の評価を行う。</p>
教育委員会	<p>教員人事評価制度</p> <p>「秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則」及び「秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則」による。</p> <p>対 象：臨時職員を除く教員</p> <p>評価期間：平成18年4月1日～平成19年3月31日</p> <p>評価方法：職務全体について記述評価と併せ、5段階評価を行う。</p> <p>事務職員人事評価制度</p> <p>対 象：臨時職員を除く事務職員、学校栄養職員、海事職員及び現業職員並びに教育庁等の職員</p> <p>評価期間：平成18年4月1日～平成19年3月31日</p> <p>評価方法：職務遂行の状況を評定要素ごとに5段階評価するとともに、総合評価も行う。</p>

6 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関する事及び退職年金に関する事については、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき実施されている。

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施しており、県は、各互助会に対し事業費の一部を助成している。

「厚生に関する計画」に基づき実施される福利厚生事業に要する県の予算は、次の表のとおりである。

イ 職員厚生費の状況

(平成18年度)

区 分	分 類	主 な 事 業	事 業 費
知事部局等	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	75,799千円
	福利厚生及び文化活動	ライフプラン推進事業等	3,226千円
	メンタルヘルス総合対策事業	メンタルタフネス講習会、地域振興局健康支援室相談員配置等	9,198千円
	職員互助会への助成	リフレッシュ助成金、死亡弔慰金等	18,900千円
	職員寮運営	独身寮の管理運営等	13,863千円
	職員住宅建築費償還金	職員住宅(476戸分)	834,939千円
	計		
警察本部	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	33,217千円
	福利厚生	ライフサイクルプラン研修会、殉職警察職員慰霊祭等	704千円
	メンタルヘルス総合対策事業	メンタルヘルス研修会、ストレス相談等	114千円
	警察職員互助会への助成	健康管理費、警察活動普及費等	7,292千円
	計		
教育委員会	職員の健康管理	教育庁職員定期健康診断等	9,974千円
	教育関係職員互助会への助成	人間ドック	38,980千円
	生涯生活設計支援事業	ライフプラン講座等	962千円
	福利管理費	臨時職員賃金、広報紙作成等	3,255千円
	計		

(2) 公務災害補償の状況

ア 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員等の非常勤職員については地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

イ 地方公務員災害補償基金による補償実績

(平成18年度)

療 養 補 償		障 害 補 償		遺 族 補 償		そ の 他		福 祉 事 業	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
156件	25,041千円	7件	20,023千円	14件	32,520千円	3件	1,703千円	31件	14,959千円

※ 県職員（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）に対する補償実績である。

第2 人事委員会の報告事項

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

前年度の報告及び勧告の概要

平成18年10月13日、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 平成18年4月の給与較差に基づく給与改定について

給与改定にあたっては、地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保、民間給与水準との整合性の確保及び生計費の実情を考慮して判断してきており、以下の理由から、本年は給与改定を行わないこととする。

- ・ 国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保に関しては、これまでも本県を含むほとんどの地方公共団体で概ね人事院勧告に準じた内容の勧告をすることで対応してきており、本年、人事院では月例給与と特別給の双方について、改定を行わないこととしていること
- ・ 民間給与水準との整合性については、本年4月時点における職員の給与水準が、県内の民間給与水準を上回っている状況にあるが、昨年の給与構造の見直しにより、地域の民間給与を反映させるため、給料表の水準を平均4.8%引下げ、経過措置を設け段階的に実施している状況にあり、本年はその推移を見守る必要があること

(2) 管理職手当の定額化について

人事院と同様に、職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から給料表別・職務の級別・職名別の定額制に移行することとする。

(3) 扶養手当について

本県においても、少子化対策が推進されていることに配慮し、人事院と同様に3人目以降の子等に係る手当額を1,000円引き上げることとする。

(4) 給料の調整額及び特殊勤務手当の見直しについて

- ① 給料の調整額については、社会情勢の変化や技術の進歩等により特殊性等が薄れているものについて、見直しを行うこととする。
- ② 特殊勤務手当については、業務の特殊性・困難性が薄れていることなどから、3手当6業務について廃止の方向で検討する必要がある。

(5) 勧告の内容

① 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

ア 管理職手当について

管理職手当額表に定める管理職手当額は、職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えてはならないこと。

イ 扶養手当について

人事院勧告に準じて所要の改定を行うこと。

② 改定の実施時期等

平成19年4月1日から実施すること。

管理職手当の定額化に伴い、所要の経過措置を講ずること。

2 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

区 分	採用 予定 人員 (A)	申込者数			第 1 次 試 験						第 2 次 試 験				最終 倍率 C/F	辞退者数		
					受験者数		合格者数		受験率 C/B	倍率 C/D	受験者数		合格者数					受験率 E/D
		(B)	内女子	(C)	内女子	(D)	内女子	(E)			内女子	(F)	内女子					
大 学 卒 業 程 度	行 政	9	434	137	367	116	34	9	84.6%	10.8	31	9	13	6	91.2%	28.2	1	1
	薬 剤 師	2	10	7	9	6	8	5	90.0%	1.1	7	4	3	2	87.5%	3.0	0	0
	化 学	3	25	5	20	4	10	2	80.0%	2.0	8	2	5	1	80.0%	4.0	0	0
	農学(一般)	2	28	9	26	9	8	0	92.9%	3.3	8	0	3	0	100.0%	8.7	0	0
	畜 産	1	5	5	3	3	2	2	60.0%	1.5	1	1	1	1	50.0%	3.0	0	0
	林 学	1	10	4	9	4	4	2	90.0%	2.3	4	2	2	0	100.0%	4.5	0	0
	総 合 土 木	4	63	6	52	6	16	0	82.5%	3.3	15	0	6	0	93.8%	8.7	0	0
	電 気	1	9	0	8	0	4	0	88.9%	2.0	4	0	2	0	100.0%	4.0	1	0
	警 察 事 務	5	79	37	71	32	19	8	89.9%	3.7	17	7	7	4	89.5%	10.1	0	0
	建 築 (警 察)	1	5	0	5	0	2	0	100.0%	2.5	2	0	1	0	100.0%	5.0	0	0
	電 気 (警 察)	1	2	2	2	2	1	1	100.0%	2.0	1	1	1	1	100.0%	2.0	1	1
	小 計 (11)	30	670	212	572	182	108	29	85.4%	5.3	98	26	44	15	90.7%	13.0	3	2
	行 政 (職 経)	3	85	15	57	8	11	1	67.1%	5.2	11	1	3	1	100.0%	19.0	1	0
計 (12)	33	755	227	629	190	119	30	83.3%	5.3	109	27	47	16	91.6%	13.4	4	2	
短 大 卒 業 程 度	一 般 事 務	1	42	28	30	20	4	2	71.4%	7.5	4	2	2	2	100.0%	15.0	0	0
	看 護 師	10	38	30	32	24	24	17	84.2%	1.3	17	11	15	9	70.8%	2.1	1	1
	臨 床 検 査 技 師	2	27	24	26	23	6	6	96.3%	4.3	6	6	3	3	100.0%	8.7	0	0
	臨 床 工 学 技 士	1	4	2	3	2	2	1	75.0%	1.5	2	1	2	1	100.0%	1.5	0	0
	保 健 師	2	35	35	30	30	8	8	85.7%	3.8	7	7	3	3	87.5%	10.0	0	0
	農 業	1	8	3	7	3	3	2	87.5%	2.3	3	2	2	2	100.0%	3.5	0	0
	学 校 栄 養 士	5	90	87	81	78	18	18	90.0%	4.5	18	18	7	7	100.0%	11.6	1	1
計 (7)	22	244	209	209	180	65	54	85.7%	3.2	57	47	34	27	87.7%	6.1	2	2	
高 校 卒 業 程 度	一 般 事 務	2	129	50	110	44	9	3	85.3%	12.2	9	3	3	2	100.0%	36.7	0	0
	総 合 土 木	1	10	0	6	0	2	0	60.0%	3.0	2	0	2	0	100.0%	3.0	0	0
	電 気	1	4	1	4	1	2	0	100.0%	2.0	2	0	1	0	100.0%	4.0	0	0
	警 察 事 務	3	116	60	101	52	19	5	87.1%	5.3	18	5	7	3	94.7%	14.4	0	0
	小 計 (4)	7	259	111	221	97	32	8	85.3%	6.9	31	8	13	5	96.9%	17.0	0	0
	一 般 事 務 (身 障)	1	15	5	13	5	5	2	86.7%	2.6	5	2	2	0	100.0%	6.5	0	0
計 (5)	8	274	116	234	102	37	10	85.4%	6.3	36	10	15	5	97.3%	15.6	0	0	
合 計 (24) 種 類	63	1,273	552	1,072	472	221	94	84.2%	4.9	202	84	96	48	91.4%	11.2	6	4	
警 察 官 A I	22	105	—	86	—	34	—	81.9%	2.5	34	—	10	—	100.0%	8.6	0	—	
警 察 官 A II	35	247	—	204	—	105	—	82.6%	1.9	99	—	35	—	94.3%	5.8	4	—	
警 察 官 A (北 京 語)	1	2	—	2	—	0	—	100.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
警 察 官 A (ロ シ ア 語)	1	1	—	0	—	—	—	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
女 性 警 察 官 A	2	61	61	41	41	17	17	67.2%	2.4	17	17	5	5	100.0%	8.2	0	0	
警 察 官 B	29	243	—	173	—	77	—	71.2%	2.2	74	—	28	—	96.1%	6.2	2	—	
女 性 警 察 官 B	2	64	64	47	47	16	16	73.4%	2.9	14	14	6	6	87.5%	7.8	0	0	
小 計 (7)	92	723	125	553	88	249	33	76.5%	2.2	238	31	84	11	95.6%	6.6	6	0	
総 計 (31) 種 類	155	1,996	677	1,625	560	470	127	81.4%	3.5	440	115	180	59	93.6%	9.0	12	4	

(2) 選考採用 (適用根拠別状況)

根拠規定	区 分	任 命 権 者 別			計	
		知 事	教育委員会	警 察 本 部		
人事委員会規則4-5第26条第1項		25	0	13	38	
第1号 係長及び相当職以上の職	場 長	1			1	
	室 長	1			1	
	政 策 監	1			1	
	小 計	3	0	0	3	
第3号 国、他の地方公共団体等の在職者	部 長 待 遇	1			1	
	政 策 監	1			1	
	上 席 研 究 員	1			1	
	次 長 (福 祉 環 境 部)	1			1	
	主 査	1			1	
	係 長			1	1	
	主 任	1		1	2	
	主 事	1			1	
	技 師	2			2	
	警 視			4	4	
	警 部			4	4	
	巡 査 部 長			2	2	
	巡 査			1	1	
	小 計	9	0	12	21	
第7号	資格・免許職	精 神 保 健 福 祉 士	1		1	
		医 師	11		11	
		職 業 訓 練 指 導 員	1		1	
	そ の 他	研 究 員			1	1
	小 計	13	0	1	14	
地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律第3条		1	0	0	1	
特 定 任 期 付 職 員	小 計		0	0	0	
	主 査 (歯 科 医 師)		1		1	
一 般 任 期 付 職 員	小 計		1	0	0	
	小 計		1	0	0	
合 計		26	0	13	39	

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 任命権者に関するもの

事 案 名	要 求 者	要求年月日	要求内容	審 理 内 容 等	終 結 内 容 年 月 日 等
該当なし					

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事 案 名	要 求 者	要求年月日	要求内容	審 理 内 容 等	終 結 内 容 年 月 日 等
該当なし					

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 任命権者に関するもの

事 案 名	申 立 人	申立年月日	申立理由	審 理 状 況	終結内容年月日等
平成17年秋人委 (不)第1号事件	小学校教諭	平成17年7月29日	懲 戒 処 分 取 消 請 求	書面審理	平成18年11月27日 (処分承認)
平成17年秋人委 (不)第3号事件	小学校教諭	平成17年12月9日	懲 戒 処 分 取 消 請 求	書面審理	平成18年12月22日 (処分承認)

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事 案 名	申 立 人	申立年月日	申立理由	審 理 状 況	終結内容年月日等
平成17年秋人委 (不)第2号事件	市職員	平成17年11月28日	懲 戒 処 分 取 消 ・ 修 正 請 求	準備手続4回 口頭審理2回	平成18年12月22日 (処分修正)
平成17年秋人委 (不)第2号事件 再審請求	処分者	平成19年2月23日	再 審 査 請 求		平成19年3月29日 (却下)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(鯉川地区担い手育成基盤整備事業) 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十九年十月三日から同月三十一日まで
- 三 縦覧場所 三種町役場琴丘総合支所

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び購入予定数量
凍結抑制剤 二千六百トン
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 契約期間
契約締結の日から平成二十年三月三十一日(月)まで
 - (四) 納入場所
別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (二) (2)の資格に係る申請
 - (一) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成十九年十月十二日(金)までに提出すること。
 - (二) 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一〇号 秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八八六〇一七四〇〇)
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並

びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇〇九五五 秋田市山王四丁目一番二号

秋田県秋田地域振興局総務企画部(電話番号〇一八八八六〇一三三一一)

- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年九月二十八日(金)から同年十月十五日(月)までの期間、随時交付する。
- (二) 入札執行の日時及び場所
平成十九年十一月九日(金) 午前十時
秋田県秋田地方総合庁舎六階入札室
入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六条から第六百六十三条までに規定するところによる。

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
入札金額は、五百キログラム当たりの単価契約とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (一) 入札の無効
秋田県財務規則第六百六十六条に規定するところによる。
- (二) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (三) 契約書作成の要否 要
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

- 七 概要
Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : anti-freezing agents 2,600 t
- 2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 9 November, 2007
- 3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Akita Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sannou, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-3321

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により雄和土地改良区から申請があったクネソエ頭首工管理規程について、平成十九年九月十九日次のとおり認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 かんがい期間
毎年五月六日から九月十日までとする。
 - 二 計画取水量
頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。
五月六日から同月十五日まで 毎秒〇・〇九一立方メートル
五月十六日から九月十日まで 毎秒〇・〇六二立方メートル
 - 三 点検及び整備
頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具等を、常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
 - 四 洪水警戒体制
管理者は、降雨に関する注意報若しくは警報が発せられたとき、又は頭首工の水位が標高二・三メートルをこえることが予想されるときは、洪水警戒体制をとらなければならない。
 - 五 干ばつ時の措置
管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が標高二・三メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を雄和土地改良区理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
 - 六 その他
管理者は、頭首工管理日誌を備え、気象、水象その他頭首工の管理に関する事項について記録しなければならない。
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地

方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六
第一項の規定に基づき、公告する。
平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び購入予定数量
 - (二) 凍結抑制剤 三千八百トン
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- 二 契約期間
- 三 契約締結の日から平成二十年三月三十一日(月)まで
- 四 納入場所
- 五 別途指定する場所
- 六 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (五) (一)の資格に係る申請
 - (一) (一)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成十九年十月十二日(金)までに提出すること。
 - (二) 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一画
 - (三) 秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四〇)
- 七 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一四一〇〇六二 大仙市大曲上栄町十三番六十二号
 - 秋田県仙北地域振興局総務企画部(電話番号〇一八七一一六三一一四一)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年九月二十八日(金)から同年十月十五日(月)までの期間、随時交付する。
 - (三) 入札執行の日時及び場所
 - 平成十九年十一月九日(金) 午前十時

秋田県仙北地域振興局第五会議室
入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号) 第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
 - 入札金額は、五百キログラム当たりの単価とする。
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
 - 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
 - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定すること。
- (五) 契約書作成の要 要
 - 提出書類等
 - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (六) その他
 - 詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
 - Summary
 - 1 Nature and quantity of item to be purchased : anti-freezing agents 3,800 t
 - 2 Time-limit of tender : 10:00 AM. 9 November, 2007
 - 3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Senboku Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 1-3-62 Oomagari kamisakae-cho, Daisen City, Akita Prefecture 014-0062, Japan
TEL 0187-63-6411

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六
第一項の規定に基づき、公告する。
平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び購入予定数量
 - (二) 凍結抑制剤 二十トン
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- 二 契約期間
- 三 契約締結の日から平成二十年三月三十一日(月)まで
- 四 納入場所
- 五 別途指定する場所
- 六 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (五) (一)の資格に係る申請
 - (一) (一)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成十九年十月十二日(金)までに提出すること。
 - (二) 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一画
 - (三) 秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四〇)
- 七 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一四一〇〇六二 大仙市大曲上栄町十三番六十二号
 - 秋田県仙北地域振興局総務企画部(電話番号〇一八七一一六三一一四一)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年九月二十八日(金)から同年十月十五日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十九年十一月九日(金) 午前十時

秋田県仙北地域振興局第五会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

入札金額は、二十五キログラム当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased: anti-freezing agents 20 t

2 Time-limit of tender: 10:00 A.M. 9 November, 2007

3 Contact point for the notice: General Affairs and Planning Sector, Senboku Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 13-62 Omagari kamisakae-cho,

Daisen City, Akita Prefecture 014-0062, Japan
TEL 0187-63-6411

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄